

様式 30 (1 部提出)

診療用エックス線装置備付届出事項変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 〒

管理者

氏 名 印

電話番号() -

下記のとおり診療用エックス線装置の備付けに係る届出事項を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	〒 電話 () -
変 更 内 容	・エックス線装置に関すること ・エックス線診療室に関すること (構造設備・予防措置) ・放射線診療従事者に関すること	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 変更後、必要な部分の別添書類を添付すること。また、変更しようとする内容の変更前の概要 (設置年月日等) がわかる書類 (写し) も添付すること。

届出等の書類に記載されている個人情報については、当該業務以外の目的には使用しません。また、第三者に提供しません。
なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

(別添)

エックス線装置の概要	製 作 者 名				
	型 式				
	定 格 出 力	連 続	kV	mA	
		短 時 間	kV	mA	sec
		蓄 放 式	kV	μF	
	エ ッ ク ス 線 管 の 数		管球		
用 途		一般撮影 ・ 透視 ・ CT ・ 歯科用 その他 ()			
エックス線診療に従事する者	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴 (免許番号・免許登録年月日)		
備 付 年 月 日			年 月 日		
診療用エックス線装置の構造設備及び予防措置	エックス線管の容器及び照射筒の遮蔽	治療用エックス線装置	定格管電圧 50キロボルト以下	装置の接触可能表面 から 5 cmの距離にお ける空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時 以下 (適 ・ 否)
			定格管電圧 50キロボルト 超える	焦点から 1 mの距離に おける空気カーマ率	10ミリグレイ毎時 以下 (適 ・ 否)
				装置の接触可能表面 から 5 cmの距離にお ける空気カーマ率	300ミリグレイ毎時 以下 (適 ・ 否)
		口内法撮影用 エックス線装 置	定格管電圧 125キロボ ルト以下	焦点から 1 mの距離に おける空気カーマ率	0.25ミリグレイ毎時 以下 (適 ・ 否)
		上記以外のエックス線装置		焦点から 1 mの距離に おける空気カーマ率	1.0ミリグレイ毎時 以下 (適 ・ 否)

	コンデンサ式 エックス線高 電圧装置	充電状態であって、照射時以外のとき、装置の接触可能表面から 5 cm の距離における空気カーマ率	20マイクログレイ毎時 以下（適・否）
総 濾 過	口内法撮影用 エックス線装 置	定格管電圧 70キロボルト 以下	アルミニウム当量1.5ミリメートル以上 適・否
	乳房撮影用エ ックス線装置	定格管電圧 50キロボルト 以下	アルミニウム当量0.5ミリメートル以上 又はモリブデン当量0.03ミリメートル以上 適・否
	輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置		アルミニウム当量2.5ミリメートル以上 適・否
透 視 用 装 置	透視中の患者への入射線量率		50ミリグレイ毎分以下又は高線量率透視制御装置がある場合は125ミリグレイ毎分以下 適・否
	一定時間経過時に警告音等を発することのできるタイマー		有・無
	焦点皮膚間距離が30cm以上になるような装置又はインターロック（ただし、手術中に使用する装置は20cm以上）		有・無
	受像面を超えないように照射野を絞る装置		有・無
	受像器を通過したエックス線の遮蔽	接触可能表面から 10cmの距離におけ る空気カーマ率	150マイクログレイ毎時 以下（適・否）
	最大受像面を3.0cm超える部分を通過したエックス線の遮蔽	接触可能表面から 10cmの距離におけ る空気カーマ率	150マイクログレイ毎時 以下（適・否）
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段		有・無

撮 影 用 装 置	エックス線照射野を絞る装置 (胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)		有 ・ 無		
	口内法撮影用エックス線装置		照射筒の端における照射野の直径6.0cm以下 適 ・ 否		
	乳房撮影用エックス線装置		照射野について、患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりが5mmを超えず、かつ、受像面の縁を越える照射野の広がりが焦点受像器間距離の2%を超えないこと 適 ・ 否		
	焦点皮膚間距離	口内法撮影用エックス線装置	定格管電圧が70キロボルト以下	15cm以上 (適・否)	
			定格管電圧が70キロボルト超	20cm以上 (適・否)	
		歯科用パノラマ断層撮影装置	15cm以上	(適 ・ 否)	
		移動型及び携帯型エックス線装置	20cm以上	(適 ・ 否)	
		CTエックス線装置	15cm以上	(適 ・ 否)	
		乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る)	20cm以上	(適 ・ 否)	
		上記以外のエックス線装置	45cm以上	(適 ・ 否)	
操作場所	移動型及び携帯型及び手術用に使用するエックス線装置	エックス線管焦点及び患者から2m以上 適 ・ 否			

	移動型（携帯型）の保管場所	平面図に朱書きのこと 保管場所の施錠（有・無）		
胸部集検用間接撮影装置	利用線錐が角錐型、かつ、焦点受像器間距離で受像面を超えない照射野を絞る装置		有・無	
	受像器の一次防護遮蔽体	接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ	1.0マイクログレイ / 1ばく射以下 (適・否)	
	被照射体周囲の箱状遮蔽物	遮蔽物から10cmの距離における空気カーマ	1.0マイクログレイ / 1ばく射以下 (適・否)	
	治療用装置	インターロック (近接照射治療装置を除く)	有・無	
エックス線診療室の構造設備	診療室の名称			
	天井、床及び周囲の画壁の遮蔽		画壁等の外側の実効線量が1ミリシーベルト / 1週間以下 適・否	
	操 作 室		有・無	
	エックス線診療室の標識		有・無	
	使用中表示装置		有・無	
エックス線診療室の予防措置	注意事項の掲示	患者用	有・無	
		従事者用	有・無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり	
		管理区域の境界	実効線量1.3ミリシーベルト / 3ヶ月を超えない措置 有・無	
		立入制限措置	有・無	

	標 識	有 ・ 無		
そ の 他	敷地内居住区域及び敷地境界における実効線量	250マイクロシーベルト / 3ヶ月を超えない措置 有 ・ 無		
	入院患者の被ばく防止病室における実効線量	1.3ミリシーベルト / 3ヶ月を超えない措置 有 ・ 無		
	使用時間の記帳が必要	有 ・ 無		
	従事者の被ばく測定器具	ガラスバッジ、ポケット線量計 その他()		
	防 護 用 具	有	防護エプロン その他()	無
	同室に複数のエックス線装置がある場合の同時ばく射防する装置	有 ・ 無		
	操作場所をエックス線診療室に設ける場合(該当する使用事項があればチェックすること)	乳房撮影又は近接透視撮影等で患者の近傍で撮影 使用時において1m離れた場所における線量が 6 μ Sv/h以下となる構造の骨塩定量分析装置 使用時において機械表面の線量が6 μ Sv/h以下となる 構造の血液照射装置 組織内照射治療を行う場合 歯科用デンタルで1週間につき1000mA/秒以下で撮影		

- 注
- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
 - 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
 - 3 管理区域の標識、使用中のランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
 - 4 漏えい放射線測定結果報告書(写)、遮蔽計算書を添付すること。
 - 5 複数台数備えるときには、それぞれについて備付届を提出すること。
 - 6 漏えい放射線測定結果報告書には使用測定器の校正証明書(写し)も添付すること。